

徳内ものづくり促進事業補助金の概要

対 象 者

市内に本店を有する中小企業者等（法人、個人又は団体）

補助対象

独自性、将来性のある新製品・新商品の開発を行うために必要な以下の経費

注１）自社製品として販売可能な工業製品や市のPR効果が期待できる地域資源を活用した商業製品

注２）対象経費が２００万円を超える場合は２００万円を限度とします（商業製品の場合は１００万円）

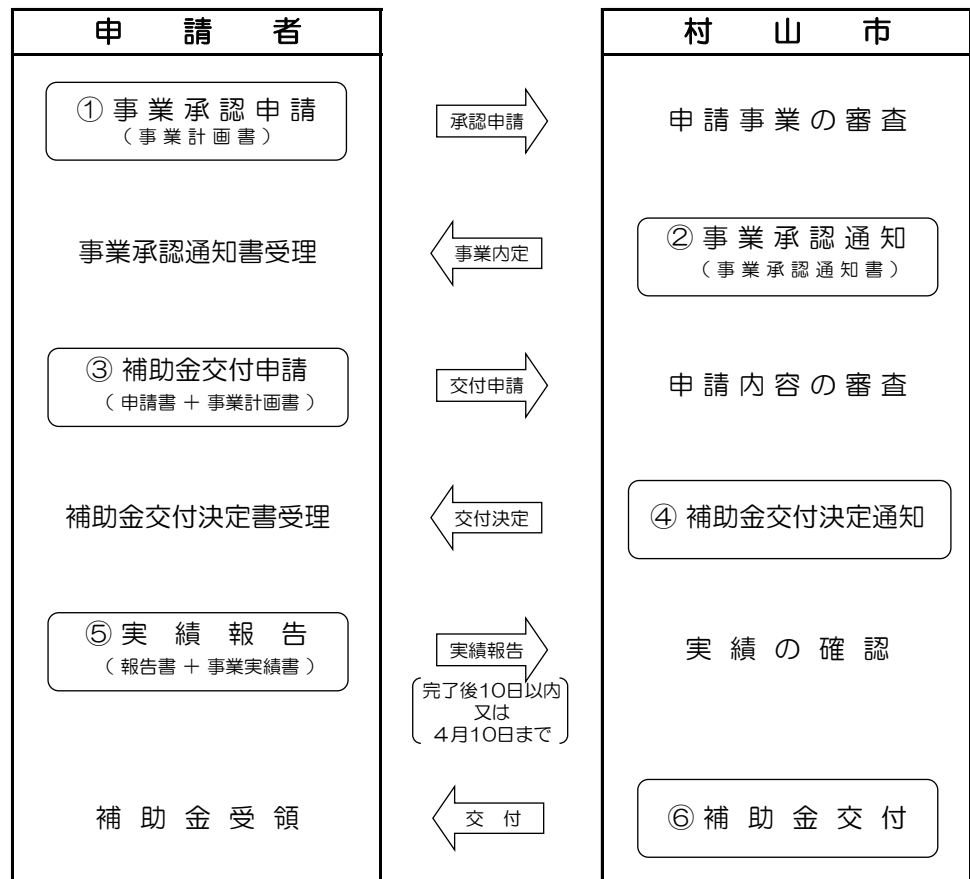
注３）対象経費に対し他の公的機関等からの補助金が交付された場合は、対象経費から当該補助金額を差し引いて算定します。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ○ 原材料費 | ○ 設計費 |
| ○ 機械器具の購入・改良・借用経費 | ○ 専門家謝金・旅費 |
| ○ 外注加工費 | ○ 広告宣伝費 |
| ○ 消耗品費 | ○ その他開発に必要と認められる経費 |

補助金の額

補助対象経費に２分の１を乗じた額（工業製品は１００万円、商業製品は５０万円限度）

手 続 き



申 込 み

当該補助制度の詳細は、商工観光課へお問い合わせください。